旧優生保護法に係る控訴審判決

一東京高裁2022(令和4)年3月11日一

梶 原 洋 生

日本社会事業大学

A ruling on an appeal pertaining to the former Eugenic Protection Act by the Tokyo High Court on March 11, 2022

Kajiwara Yousei

Japan College of Social Work

Abstract: Despite a number of recent court cases across Japan, where people who had been forcibly sterilized under the so-called former Eugenic Protection Act sought compensation from the national government, district courts had rejected their claims. On February 22, 2022, however, the Osaka High Court overturned the Osaka District Court's decision and ordered the national government to pay compensation. This ruling is the first of its kind in Japan pertaining to the former Eugenic Protection Act. And at last, on March 11, 2022, the Tokyo High Court also overturned the Tokyo District Court's decision and ordered the national government to pay compensation. In this paper, the author examined court documents on this second overturned ruling in the country by the Tokyo High Court, while reviewing relevant literature.

Key Words: former Eugenic Protection Act, sterilization, court cases

抄録: 近時、いわゆる旧優生保護法の下で不妊手術を強制された被害者が国に賠償を求める裁判は各地で起こったものの、それら地裁判決が被害者の請求を退けてきた。ところが、2022(令和4)年2月22日に出た大阪高裁の控訴審判決は、第一審の地裁判決を覆し、国に賠償を命じたのであった。旧優生保護法に係るこういった裁判としては、これが日本で一件目の逆転判決になった。そしてついに、2022(令和4)年3月11日、東京高裁で控訴審判決が出た。これまでもが、第一審の地裁判決を覆し、国に対して賠償を命じた。筆者はこの二件目となる東京高裁の逆転判決について裁判資料を入手し、若干の文献的考察を行った。

キーワード:旧優生保護法、不妊手術、裁判

1. はじめに

近時、いわゆる旧優生保護法の下で不妊手術を強制された被害者が国に賠償を求める裁判は各地で起こったのだが、それら地裁判決が被害者の請求を退けてきた。不妊手術から20年間以上が経過しているので、除斥期間を終えていて、もはや損害賠償は請

求ができないという判断であった。しかし、2022 (令和4)年2月22日に出た大阪高裁の控訴審判決は、請求を棄却した第一審の地裁判決を覆し、国に賠償を命じた。旧優生保護法に係るこういった裁判としては、これが日本で一件目の逆転判決になった。そしてついに、2022(令和4)年3月11日、東 京高裁で控訴審判決が出た。これまでもが、第一審の地裁判決を覆し、国に対して賠償を命じたのである。筆者はこの二件目となった東京高裁の逆転判決について裁判資料を入手したので¹⁾、若干の文献的考察を行った。なお、新里(2023)は、こういった優生保護法裁判の現状を整理し²⁾、平野(2023)は、「旧優生保護法の大罪」として国の全面的謝罪と賠償を求めている³⁾。

2. 事案の概要

本件は、平成8年法律第105号による改正前の優生保護法(昭和23年法律第156条。判決文では「優生保護法」という。)に基づいて強制不妊手術(本件優生手術)を受けさせられたと主張する控訴人が、被控訴人に対し、国家賠償法(国賠法)1条1項に基づく慰謝料及び遅延損害金の支払等を求めた事案である。男性は14歳だった1957年、不妊手術を強いられたという。一審判決は旧法自体が違憲かについては判断せず、賠償請求は除斥期間が適用されるとし、請求を棄却していた。

主な争点は、(1)(本件優生手術の違憲性・違法性 及び民法724条後段の規定の適用関係)に関する当 事者の主張、(2)(優生保護法の制定、優生政策の推 進及び本件優生手術の実施を先行行為とする作為義 務違反の有無)、(3)(特別の賠償立法に係る立法義務 違反の有無)に関する当事者の主張、(4)(控訴人が 被った損害)に関する当事者の主張、(5)(謝罪広告 の必要性)に関する当事者の主張、(6)(違法確認の 訴えの予備的追加の当否)に関する当事者の主張で あった。

3. 裁判所の判断 (その1): 「本件優生手術の違 憲性・違法性」について

争点の中でも、「本件優生手術の違憲性・違法性」については、「控訴人が昭和32年2月又は3月頃に本件優生手術を受けたことが認められ」るが、「当時、地方自治法により、優生保護法上の都道府県優生保護審査会の監督及び優生手術を行った旨の届出の受理等の事務」につき、「機関委任事務として都道府県知事が管理し、執行するとされ、厚生大臣が上記事務につき同法150条により都道府県知事を指揮監督していたこと」を争いのない事実とした。そし

て、「本件優生手術は、優生保護法に基づき、被控訴 人(国)の施策として、同法を所管する厚生大臣の 指揮監督のもと、都道府県優生保護審査会等の機関 が関与して、全国的かつ組織的に行われていた優生 手術の一つである」から、違憲性・違法性を判断す るには、「優生保護法の憲法適合性について判断す ることが必要」で「避けることはできない」と述べ た。優生保護法の優生条項の違憲性については、「特 定の障害又は疾患を有する者| が子をもうけると 「不良な子孫の出生」につながるという考え方の前 提に、上記の者が「不良」な存在であるとする差別 的思想があると指摘した。その者の「身体に強度の 侵襲を伴う不妊手術を行い、その生殖機能を回復不 可能な状態にさせる」のは「立法目的が差別的思想 に基づくものであって正当性を欠く上、目的達成の 手段も極めて非人道的」と断じた。「憲法13条は、生 命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が保護さ れるべきことを規定しているところ、子をもうける か否かについて意思決定をする自由は、幸福追求に 対する権利の一内容を構成する権利として同条によ り保障」されているとし、「その意に反して身体への 侵襲を受けない自由」も、同様に同条により保障さ れているとした。憲法14条1項は、国民に対して法 の下の平等を保障した規定であるが、同項後段列挙 の事項は「例示的」なものであり、この平等の要請 は、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくもの でない限り、差別的な取扱いをすることを禁止する 趣旨であると述べた。そこで、「特定の障害又は疾病 を有すること」は憲法14条1項後段の列挙事由に含 まれないが、同規定によって保護されるものとし た。優生保護法の優生条項は、「不合理な差別的取扱 いを定めるもの」で「法の下の平等に反し、憲法14 条1項に違反することは明らか」と判断した。また、 優生保護法の優生条項については、「4条による優 生手術及び12条による優生手術に係る部分」は、 「本人及びその配偶者の同意を要しないものであり、 子をもうけるか否かについて意思決定をする自由を 一方的に奪い、その意に反して身体に対する侵襲を 受けさせるものであるから、憲法13条に違反する」 のが明らかとした。裁判所は、「本件優生手術時、控 訴人は未成年者であり、これが控訴人の同意による もの(優生保護法3条の定める『医師の認定による

優生手術』)でないことは明らかであるから、本件優 生手術が優生条項に基づくものであり、憲法13条、 14条1項で保障される人権を侵害する」という。当 時、同法を所管していた厚生大臣については、「国家 公務員としての憲法尊重擁護義務(憲法99条)を 負っており、本人の同意によらない優生手術(4条 による優生手術又は5条による優生手術)を実施し ないよう、都道府県知事を指導すべき注意義務を 負っていた | と述べ、「違憲・違法な優生手術をむし ろ積極的に実施させていたものであり、被控訴人 は、このような厚生大臣の公権力の行使たる職務行 為につき、国賠法1条1項に基づく国家賠償責任を 負う」と判断した。被害者が国賠法1条1項に基づ く損害賠償を請求するには、優生保護法の優生条項 に基づき、自らの同意なく優生手術(4条による優 生手術又は12条による優生手術)を受けさせられた ことの立証が「必要」であり、「これで足りる」と述 べられた。

4. 裁判所の判断 (その2): 「民法724条後段の 規定の適用関係」について

「民法724条後段の規定の適用関係」については、 そもそも国賠法4条により適用される民法724条後 段が、不法行為による損害賠償の請求権は、不法行 為の時から20年を経過したときは消滅する旨を規 定している。本件優生手術は昭和32年2月又は3月 頃に実施されたと認定できるから、本件優生手術実 施時が「不法行為の時」であるとすれば、「控訴人の 被控訴人に対する損害賠償請求権は、昭和52年2月 又は3月頃の経過をもって、消滅している」のであ る。この点、裁判所は民法724条後段所定の期間の 法的性質は除斥期間であると解され、これを消滅時 効であると解すべきである旨の控訴人の主張は採用 することができないから、同主張を前提とする控訴 人の主張は、その前提を欠くものであるとした。民 法724条後段所定の期間の起算点についても、「本件 優生手術の実施による不法行為を請求原因とする損 害賠償請求について、民法724条後段の除斥期間の 起算点は、加害行為時である本件優生手術時(昭和 32年2月又は3月頃)である」とし、「上記起算点 を遅らせる」解釈によって所定の期間経過前であっ たとすることはできないとした。

しかし、裁判所は以下のように展開した。すなわ ち、「控訴人は、民法724条後段の規定が除斥期間を 定めるものであるとしても、最高裁平成10年判決及 び最高裁平成21年判決によれば、被害者による権利 行使を同条後段規定の期間の経過によって排斥する ことが著しく正義・公平の理念に反するような特段 の事情がある場合には、条理上、その効果を制限す るべきであり、仮に上記各最高裁判決が、除斥期間 の効果を制限するには時効の停止規定等の根拠規定 の存在することが必要であるという立場に立ってい るとしても、本件においては、加害者の性質、被害 の重大性、加害行為の悪質性、権利行使に至った経 緯等において上記にいう特段の事情があり、また、 民法や条約の根拠規定も存在することから、その法 意に照らし、除斥期間の効果を制限すべき場合であ る旨主張」するので、検討するという。そして、本 件について「特段の事情」としてまず指摘されるべ きなのは、「優生手術は、違憲ではあるが法令の手続 に基づいて立法された優生保護法に基づき、被控訴 人(国)の施策として、全国的かつ組織的に行われ ていた優生手術の一つとして実施された」点だとし た。裁判所は「法に基づき」、「施策として」、被害者 に「強度の人権侵害を行った」のだという。被害者 らは、「特定の疾病又は障害を有する」ことをもっ て、「『不良』な子孫をもつことが防止されるべき存 在」とされ、優生手術の対象者として「選定される という差別しを受けたと指摘した。その上で、「その 意に反して、強度の侵襲を伴う不妊手術を| 受けさ せられたし、その結果、生殖機能を回復不可能な状 態にさせられたのであるから、「二重、三重にも及ぶ 精神的・肉体的苦痛 | だったと述べたのであった。 被控訴人は、「優生保護法制定当初から優生手術を 積極的に推進し、学校教育の場においても、教科書 に優生思想を正当化する旨の記載をする等してお り」、「被控訴人の行った施策により、優生手術の対 象者に対する偏見・差別が社会に浸透した」とい う。さらに、「被控訴人は、優生手術に際しては、身 体の拘束、麻酔薬使用、欺罔の手段を用いることも 許容される場合がある旨の昭和28年厚生省次官通 知|を「各都道府県知事宛に発出|し、「優生手術が 行われてきたことによって、被害者が優生保護法に 基づく手術であることを認識し難い構造的な仕組み

を構築」してきたとまで厳しく述べた。被控訴人は、 「昭和60年頃までには優生条項の人権侵害性及びそ の被害について認識できたものと解される」のに、 「平成8年まで法改正をせず、平成8年改正におい ても、優生条項の違憲性について明確に言及しない ままであり、同改正後も優生保護法における優生手 術は適法である旨の見解を表明して、長期間にわた り被害の実態について調査せず、優生手術を受けた 者に対して権利を侵害されたものであることを知ら せる等の被害に関する通知等の被害救済のための措 置を執らなかった」という。結果、「平成8年改正時 には、ほとんどの被害者について、自己の受けた優 生手術が、被控訴人による不法行為であることを認 識できないまま、既に優生手術時から20年が経過し ていた」と認定した。「実際に、控訴人も、本件優生 手術が被控訴人の政策である優生保護法に基づくも のであることを誰からも知らされず、生殖機能を回 復不可能な状態にさせる手術であることを知った後 も、長らくこれが被控訴人による不法行為であると 認識することができずにいた」と述べた。

裁判所は、「このような加害者側の事情は、民法 724条後段の効果を制限すべきかどうかに当たり、 十分に斟酌されなければならない」と述べるに至っ た。「憲法は国の最高法規であり(憲法98条1項)、 国務大臣、国会議員等の公務員は、憲法を尊重し擁 護する義務を負うものである(同法99条)」から、 「憲法違反の法律に基づく施策によって生じた被害 の救済を、憲法より下位規範である民法724条後段 を無条件に適用することによって拒絶する」こと は、「慎重であるべき」と述べられた。しかも、「控 訴人に生じた損害賠償請求権は、憲法17条に基づい て保障された権利である。確かに、憲法17条に基づ く国家賠償制度の具体的、細目的な事項の設計や法 制度化は、国会の合理的な裁量に委ねられており、 これを具体化する法律として国賠法が規定され、国 賠法4条は国家賠償制度においても民法724条後段 を含む民法の不法行為制度を国家賠償制度に導入し ている」が、本件のように、「権力を法的に独占する 国と私人との関係が問題となっている」場合には、 「本来、対等な私人間の関係を規律する法律である 民法の条文の適用・解釈」が「公務員の違法な行為 に対して救済を求める国民の憲法上保障された権利

を実質的に損なうことのないよう」に留意しなけれ ばならないとも述べたのであった。「そもそも、被害 者が自己の受けた被害自体は認識していたとして も、それが不法行為により生じたものであることを 認識できないうちは、加害者に対して損害賠償請求 権を行使することは現実に期待できないのであるか ら、それ以前に当該権利が除斥期間の経過により当 然に消滅するというのは、被害者にとって極めて 酷|といって、この不公平を論じた。「国家賠償請求 を含む不法行為制度の理念は、損害の公平な分担に ある」のであって、「被控訴人は、平成8年改正後 も、国連自由権規約委員会の勧告や日弁連の提言な どがされているにもかかわらず、優生手術について 十分な調査をして、被害者が自己の受けた被害につ いての情報を入手できる制度を整備することを怠っ てきた」こと等も考慮すれば、「除斥期間の経過とい う一事をもって、そのような被控訴人が損害賠償責 任を免れ、被害者の権利を消滅させること」は、「被 害者に生じた被害の重大性に照らして」、「著しく正 義・公平の理念に反する | と述べて、本件には「特 段の事情がある」と認めた。裁判所は以上から、「優 生手術の被害者が自己の受けた被害が被控訴人によ る不法行為であることを客観的に認識し得た時から 相当期間が経過するまでは、民法724条後段の効果 は生じないものと解するのが相当」と判断するに 至った。「被害者が自己の受けた被害が被控訴人に よる不法行為であることを客観的に認識し得た時と 考えられる一時金支給法の施行日である平成31年 4月24日から5年間が経過するまでは、民法724条 後段の効果は生じない」と解するのだという。

「最高裁平成10年判決も最高裁平成21年判決も、 民法724条後段の効果が生じないと判断し得る前提 として、それぞれの事案に則した場合設定を行って いるものではあるが、いずれも民法158条、160条等 の根拠規定が存在することを明示的に要求している ものではなく、その『法意に照らし』、除斥期間の効 果を制限すべきと判示」するものであって、かくい う時効停止規定の法意とは、「権利行使が極めて困 難ないし事実上不可能な場合に、被害者の権利が消滅し、その原因を作った加害者が責任を免れること は、著しく正義・公平に反する」という趣旨に解さ れるとする。本件でも「優生手術を受けたことを認 識できたとしても、優生手術が国策によるものであ ること、しかもそれが違憲な優生条項に基づくもの であることについて、被控訴人の作為又は不作為に より構造的に理解しにくくされている状況」があ り、「被害者において、これが被控訴人による不法行 為を構成するものであると明確に認識して権利行使 をすることは、平成31年に一時金支給法が制定され る頃までは極めて困難ないし事実上不可能であった といえるから、このような場合に、不法行為時(本 件優生手術実施時)から20年の経過をもって被害者 の損害賠償請求権が消滅することを許容すること| は、「著しく正義・公平の理念に反する」というので あった。「本件は、民法158条から161条までの時効 停止規定が直接適用されるような事例ではないとし ても、同法724条後段の効果を制限するのが相当で あり、また、条理にもかなうというべきであり、こ のような帰結について、最高裁平成10年判決及び最 高裁平成21年判決に反するものではない」とした。

裁判所は、「控訴人の被控訴人に対する損害賠償 請求権は、民法724条後段の適用が制限される結果、 除斥期間の経過により消滅したとは認められない」 から、被控訴人は「損害賠償責任を負う」と判断し た。

5. おわりに

このように、控訴人の請求は、被控訴人に対し、 1500万円及びこれに対する平成30年6月27日から 支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損 害金の支払を求める限度で理由があるから、裁判所 はこれを認容した。控訴人の請求を全部棄却した原 判決は失当であって、本件控訴は一部理由があるか ら、原判決を上記のとおり変更することとししたの であった。筆者はこの判決を前向きに捉えた。とり わけ裁判所がいうように、「時効停止規定の法意」と は、「権利行使が極めて困難ないし事実上不可能な 場合に、被害者の権利が消滅し、その原因を作った 加害者が責任を免れることは、著しく正義・公平に 反する」という趣旨に解された。なお、梶原 (2020a) は1951年頃について、自治体調査の現資料 を取り上げていた⁴⁾。また、梶原(2020b)は、児童 相談所依頼の「昭和23年度研究調査報告」という婦 人寮調査の原資料を用いながら、障害者の「断種」 を主張していた行政活動の実態を明らかにした $^{5)}$ 。一方、梶原(2021)はいわゆる旧優生保護法に係る近時の地方裁判所の判決を報告し、この立法の当時に「国会を超えたもっと大きな『多数決』が、日本の全土に進行していた」と述べた。ここでは続けて「人類の断絶について、時の賛同者数で決めるべきだったのかを考える必要がある」とした $^{6)}$ 。さらに梶原(2022)は、「他者による保護の平等は時代性を伴うことがあり、振り返って日本の公平が問われている。」と述べた $^{7)}$ 。

本件の裁判では、被控訴人は、「優生保護法制定当 初から優生手術を積極的に推進し、学校教育の場に おいても、教科書に優生思想を正当化する旨の記載 をする等しており」、「被控訴人の行った施策によ り、優生手術の対象者に対する偏見・差別が社会に 浸透した」とされた。そこで梶原(2021)のように 改めて付言すると、例えば、日本では1953年次官会 議の「精神薄弱児対策基本要綱」が、「大多数の精神 薄弱児は、未だに社会的に等閑視され、家庭的にも 適切な保護が与えられていない。かかることが遂に 彼らをして、非社会的ないし反社会的行動をとるに 至らしめていることは、ただに本人のみならず国家 社会にとっても大きな不幸である」としていたので ある。そして、「当面の諸対策」は、「1、精神薄弱 の児童生徒を対象とする特殊教育を振興するこ と。」、「3、国立教護院に、不良行為を伴う精神薄弱 児を収容する設備を整備充実すること。」、「4、精神 薄弱少年を収容している少年院を拡充強化するこ と。」だけでなく、「8、優生保護対策として、遺伝 性の精神薄弱児に対する優生手術の実施を促進する こと。(厚生省)(優生保護法により、遺伝性の精神 薄弱者および悪質遺伝を有する者の近親者につい て、それぞれ国費をもって優生手術を実施し、精神 薄弱者の発生を予防する。)」と掲げていた8)。かつ ての国民優生法よりも断種政策が強化⁹⁾されたと も評される、このいわゆる旧優生保護法は、運用の 実相がこれからも検証されねばならない。戦後の産 児調節運動との関係もあろう10)。本件の被害者は東 北地方の出身だが、1950年代は全国各地で水害が発 生し、特に北海道や東北地方で大冷害や凶漁も発生 していたのであって、中央青少年問題協議会が各県 協議会会長宛に人身売買防止を再三呼びかけていた

時代である11)。

本件被害者は施設職員に連れていかれて手術を受けたという。最近では、末田(2023)が、「1966年度~1971年度」を中心にして、愛知県においての「優生保護法下での強制不妊手術の運用実態」を研究する¹²⁾。全国に先がけて1966年にコロニーの施設建設を決めた愛知県の状況は取り上げる意義がある。当時の同県知事は「戦後の経済復興と社会の進歩の陰に、心身障害者の問題が、政治・行政の課題として確実に大きくなりつつあることを、しばしば口にしていた」という。「背景には、『重症児殺人事件』や『障害児の母子心中事件』」等の社会現象もあった¹³⁾。コロニー設立は、先立つ1965年に厚生省が「心身障害者コロニー懇談会」で討議したプランを大臣に提出していたものである¹⁴⁾。

これらの過去は、まさしく裁判所がいうように、「権力を法的に独占する国と私人との関係が問題となっている」と考えられる。

注

本報告に直接関連する利益相反はない。1985年以前の動向は、各省庁名を省庁再編前の名称で表記した。法律の表記や業界の用語例等は、史実の再現性を確保する研究の性質上、原資料と同じ表現に留めた。

謝辞

国立女性教育会館で貴重な資料を閲覧させて頂きました。 深く感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

文献

1)最高裁判所裁判例情報システム (https://www.courts.go.jp/app/hanrei jp/search1) 2023年4月20日アクセス

- 2) 新里宏二 (2023) 優生保護法裁判の現状と民医連の見解 について、民医連医療、607、10-13
- 3) 平野みどり (2023) 旧優生保護法の大罪を考える-国の 全面的謝罪と賠償を求めて-、進歩と改革、856、14-19
- 4) 梶原洋生 (2020a) 1951年刊行『街娼についての調査』 の骨子-北海道の取組例が知れる原資料-、敬心・研究 ジャーナル、4(2)、69-73
- 5) 梶原洋生(2020b) 児童相談所の依頼による戦後の婦人 寮調査-兵庫県社会福祉研究所「昭和23年度研究調査報 告|から-、新潟医療福祉学会誌、19(3)、123-127
- 6) 梶原洋生 (2021) 旧優生保護法に係る請求の棄却-札幌 地判2021 (令和3) 年1月15日への注目-、敬心・研究 ジャーナル、5(2)、33-41
- 7) 梶原洋生 (2022) 旧優生保護法に関する近時の裁判-大阪高裁決2022 (令和4) 年2月22日-、敬心・研究ジャーナル、6(2)、33-39
- 8)全日本特殊教育研究連盟・日本精神薄弱者愛護協会・全日本精神薄弱者育成会(共編)(1961)『精神薄弱者問題白書-1961年-』、日本文化科学社
- 9) 松原洋子(2003)「日本の優生法の歴史」優生保護に対する謝罪を求める会編『優生保護法が犯した罪-子どもをもつことを奪われた人々の証言-』、現代書館
- 10) 藤目ゆき (2011) 『性の歴史学 公娼制度・堕胎罪体制 から売春防止法・優生保護法体制へ 』、不二出版
- 11) 売春対策審議会(編)(1959)『売春対策の現況』、大蔵 省印刷局
- 12) 末田邦子 (2023) 愛知県における優生保護法下での強制 不妊手術の運用実態-1966年度~1971年度を中心に-、 愛知淑徳大学論集(福祉貢献学部篇)、13、19-32
- 13) 愛知県心身障害者コロニー (1978) 『あしたとべたらー 愛知県心身障害者コロニー10年のあゆみー』、愛知県心 身障害者コロニー
- 14) 宇都栄子(1976)「戦後日本の社会福祉年表」吉田久一(編著)『戦後社会福祉の展開』、ドメス出版

受付日:2023年5月12日